

社団法人横浜港湾福利厚生協会の一一般社団法人への移行について

1 一般社団法人の移行認可申請について

港湾関係厚生施設の指定管理者である社団法人横浜港湾福利厚生協会（会長藤木幸夫）は、公益法人制度改革関連 3 法（平成 20 年 12 月 1 日施行）に基づき、平成 24 年 12 月 18 日付で、神奈川県知事に対して、一般社団法人移行認可申請を行いました。

今後、2 月下旬に開催されます神奈川県公益認定等審議会の審査を受け、3 月下旬に県の認可を受ける予定となっています。

平成 25 年 4 月 1 日から名称を「一般社団法人横浜港湾福利厚生協会」とし、新法人へ移行する予定です。

2 一般社団法人への移行後の指定管理施設の管理運営について

社団法人横浜港湾福利厚生協会は、港湾関係厚生施設の指定管理を担っており、平成 23 年 4 月 1 日から 2 期目の指定管理業務を行っています。

同協会は、法人の目的及び事業内容が移行前と変わらず、一般社団法人へ移行しますので、法人としての同一性が保持されます。

したがって、再指定の手続きを行わずに、引き続き、同協会が指定管理者として、港湾関係厚生施設の管理運営を行います。

【参考】指定管理施設

施設名称	所在地
大黒ふ頭厚生センター	横浜市鶴見区大黒ふ頭 1
横浜市港湾労働会館	横浜市中区海岸通 1 - 1
山下ふ頭厚生センター	横浜市中区山下町 279 - 1
港湾労働者本牧ふ頭厚生施設	横浜市中区本牧ふ頭 1 - 1
本牧ふ頭 B 突堤厚生施設	横浜市中区本牧ふ頭 B 突堤 7 号上屋
港湾労働者共同住宅第 2 新山下寮	横浜市中区新山下 1 - 17 - 10